



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

平成19年 1月22日月曜日 第1828号外 1

◇ 目 次 ◇
告 示

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求について..... 1

告 示

○愛媛県告示第 110 号

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求について（平成17年11月愛媛県告示第2073号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、改正後の告示は、同日以降の期間に係る家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第52条の規定に基づく報告の徴求について適用し、同日までの期間に係る報告については、なお従前の例による。

平成19年 1月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

3 及び 4 を次のように改める。

3 報告すべき事項

農場における毎週月曜日から日曜日までの次に掲げる事項

- (1) 飼養羽数
- (2) 死亡羽数
- (3) 鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

4 報告書の提出期限

翌週の水曜日正午まで（必着）

別記様式を次のように改める。

別記様式（5関係）

家畜伝染病予防法第52条の規定に基づく報告

年 月 日

家畜保健衛生所長 様

報告者住所

氏名

連絡先 電話

FAX

電子メール

農場所在地

農場（ 年 月第 週分報告）

項 目	内 容	備 考
飼 養 羽 数	羽	
死 亡 羽 数	羽	
鳥インフルエンザの 可能性を否定できない ような状況の有無	あり なし	（「あり」の場合は、その態様を記載すること。）

- 注1 飼養羽数の備考の欄には、健康状態についての特記事項を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。